

第2章

計画の基本的な考え方

第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

大分市が策定する地域福祉計画と市社協が策定する地域福祉活動計画は、共に住民一人ひとり、住民組織、様々な関係団体、大分市と市社協が相互に連携し、それぞれの役割を果たす中で、誰もが住み慣れた地域で個性を活かし、お互いが支え合い助け合うことにより、安心していきいきと生活できるまちづくりを目指してきました。

本計画においても、これまでの取り組みを継承するとともに、地域共生社会の実現に資する「ひと」を中心とした取り組みを推進していくために、次の基本理念を掲げます。

支え合って 共に生きるひとが主役のまちづくり

2. 基本目標

誰もが役割を持ち、自分らしく輝ける地域社会を構築するためには、住民一人ひとりが抱える課題にしっかりと向き合い、お互いに支え合うことが大切です。また、住民同士が地域で主体的に活動できるよう、地域活動へ参加するきっかけづくりや活動の場が必要とされています。

加えて、近年多発する自然災害や多様化した生活課題への対応が求められており、誰もが安心して暮らすための体制づくりを推進します。

このようなことから、基本理念の実現に向けた本計画の基本目標として、以下の3つを設定します。

基本目標 **1 お互いに支え合うひとづくり**

基本目標 **2 地域で支え合う場づくり**

基本目標 **3 誰もが安心して暮らすための体制づくり**

3. 施策の体系

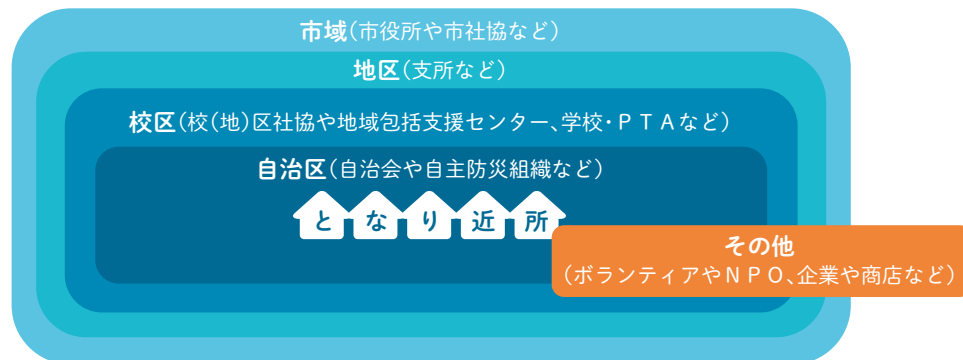
本計画では3つの基本目標を定め、これを達成するための施策の方向と取り組みを定めることにより、地域福祉を推進します。

施策の体系

基本理念	基本目標	施策の方向	取り組み
支え合って 共に生きる ひとが主役のまちづくり	1. お互いに支え合うひとづくり	(1) 地域福祉活動への参加推進	①地域福祉への意識の醸成
		(2) 地域福祉に関する学びの機会充実	①地域課題解決にむけた人材養成
			②担い手の発掘・養成
			③活動しやすい環境づくり
	2. 地域で支え合う場づくり	(1) 地域住民の交流促進	①地域での人権意識の啓発
			①地域活動へのきっかけづくり
			②地域と学校の連携
			③交流の場づくりや交流促進への支援
			④情報発信
		(2) 住民が地域活動に参加しやすい環境づくり	①市社協の体制強化
			②住民相互の見守り支援活動の充実
			③地域活動への支援
	3. 誰もが安心して暮らすための体制づくり	(1) 困りごとをキャッチしやすい環境づくり	①分かりやすい情報提供
			②相談体制の充実
		(2) 誰もが相談しやすい支援体制の整備	①顔の見える関係の構築
			②生活困窮者への支援
			③市役所の体制整備
			④専門・相談機関の連携強化
		(3) 権利擁護の推進	①成年後見制度の利用促進
			②権利擁護における体制強化
			③再犯防止の推進
		(4) 安心して暮らせるための基盤づくり	①地域特性に応じた移動支援
			②空き家等への対策
			③安全・安心の環境整備
			④地域防災力の強化

4. 圏域の設定

人口規模・地理的条件などから、「となり近所」を最小単位として6つの圏域を設定し、互いに連携・補完しながら、地域福祉の推進を図ります。



【となり近所】

「向こう三軒両隣」「遠くの親戚より近くの他人」という言葉があるように、もっとも身近で頼りになる存在であり、いざという時に助け合うには日ごろからの近所づきあいが大切です。

【自治区】

2023年(令和5年)10月現在で685の自治区があります。また、任意組織である自治会などでは、班組織まで整備されており、それぞれの地域特性に合わせた個性ある活動に取り組んでいます。

【校 区】

2023年(令和5年)4月現在で市立の小学校は54校(分校含む)、中学校は28校(分校含む)、義務教育学校は1校あり、PTA活動や子育て中の保護者、高齢者、障がい者の交流活動などが行われています。なお、校(地)区社協(45箇所)が地域福祉活動の中核を担う団体としておおむね小学校区で活動しているほか、高齢者に関する総合相談窓口として地域包括支援センター(23箇所)がおおむね中学校区ごとに設置され、誰もが住み慣れた地域で安心して過ごせるよう活動しています。

【地 区】

支所などを単位として13地区があり、地域住民の公的サービスの拠点であるとともに地域コミュニティの活性化、災害対策などに市民、関係団体及び行政が協働で取り組む地域づくりが行われています。

【市 域】

適切な公的サービス提供のほか、市社協など関係団体によるすべての住民を対象とした地域福祉活動が展開されています。

【その他】

職域や同じ趣味・境遇の市民グループ、ボランティア、NPOなどが特定の地域にとらわれない活動に取り組んでいます。

5. 計画の推進体制と進捗状況の管理

(1) 計画の推進体制

本計画は住民一人ひとり、住民組織、様々な関係団体、市役所及び市社協が相互に連携し、それぞれの役割を果たす中で推進する必要があります。

校(地)区社協などの地域活動団体や各分野の専門・相談機関など様々な地域福祉の担い手との協働・情報共有を図るとともに、市役所と市社協の協力・連携体制を強化し、内部組織において、本計画の進捗状況の管理や関係部署との連携により地域福祉の推進に取り組みます。

(2) 計画の進捗状況の管理

学識経験者、地域代表、専門機関代表、公募による市民の代表、市役所および市社協の職員から構成される「大分市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会」を計画策定後も常設し、計画の進捗状況の把握や推進に関する総合的な検討などにより、効果的な地域福祉の推進を図ります。

計画の推進体制

